



2022~2026

第2期南幌町 子どもの読書 活動推進計画

子どもの読書活動は、言葉を学び、
感性を磨き、表現力を高め、
創造力を豊かなものにし、人生を
より深く生きる力を身につけて
いく上で欠くことができないもの



南幌町教育委員会





生涯学習センター 図書室

目 次

I 子どもの読書推進計画策定の基本的考え方

- | | |
|------------|---|
| 1. 策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の期間 | 1 |
| 3. 計画の対象 | 1 |
| 4. 計画推進の主体 | 1 |

II 子どもの読書活動推進のための基本方針

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進 | 2 |
| (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 | |
| (2) 学校等との連携による子どもの読書活動の推進 | |
| 2. 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備 | 3 |
| (1) 親しみやすい図書室環境の充実 | |
| (2) 子どもの読書活動推進に係る体制の整備 | |
| 3. 子どもの読書活動に対する啓発活動 | 4 |
| (1) 啓発広報事業の推進 | |

III 読書活動推進計画の体系

6

IV 用語と事例の解説

8

1 策定の趣旨

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットが普及し、携帯電話やスマートフォンの所持率も伸びています。これに伴い、子どもたちが知識を得る手段も多様になってきており、相対的に読書時間の減少が懸念されています。子どもの読書活動は、言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。人生をより良く生きていく力を身につけるために欠くことのできないものです。学力的側面への効果についても、読書は情報処理能力・理解力を高めることが知られています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の準備が推進されなければならない」とされています。子どもの読書は自分自身と対話することでもあり、じっくりと落ち着いて考えを深める習慣を身に付け、思考力を高めていくことで、子どもたちの読解力の向上が期待できます。物語等に登場する人物や動物に感情移入することで、子どもは、情操、思いやり、生命を尊ぶ心を育んでいけるようになり、こうした経験が、自ら考える力を付け、課題を発見する力や、判断力を養うことに繋がります。

本計画は、国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と北海道における「北海道子どもの読書活動推進計画」を基本として、南幌の子ども達の豊かな読書活動を強く願い本町の読書環境の整備を進めることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進のために策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3 計画の対象

本計画は、0歳から概ね15歳までの子どもを対象とします。

4 計画推進の主体

子ども読書活動の推進主体は、行政はもちろん、子どもの読書活動に関わるあらゆる人々や機関等を想定しています。行政は、主体の一員として強くけん引していくとともに各主体の取り組みがより効果的に進められるための環境整備や支援等を行います。

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

幼児期から読書活動において重要なことは、身近な大人が読書に関心を高めることであり、子どもが読書を楽しみ、読書活動の活性化を図るために地域や学校と連携し、環境整備や読書の魅力を伝える人材育成が必要です。

子ども達の読書活動の活性化を図るために、家庭・地域・学校が相互に連携できるしくみをつくり子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は子どもが最初に読書と出会う場であり、読書に対する関心を培う役割を担っています。乳幼児から未就学児には、読み聞かせなどを通して基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切です。

図書室を拠点とした読書活動や読み聞かせサークル^{※1}への支援の充実を図るなど、家庭での読書習慣の定着に努めます。

〔主な取組〕**①本との出会いの推進**

健診時にブックスタート^{※2}事業や読み聞かせを実施し、読書の大切さを伝えます。

②読書活動の充実

読み聞かせサークルと連携し、社会教育事業（あそびの達人教室・すくすく広場）や図書室での読み聞かせ、「春のおはなし会」「人形劇のつどい」などを通じて、読書への興味・関心を高め、読書活動の充実に努めます。

③図書情報の発信

町広報誌やホームページ、図書室だよりを通して、子どもの発達段階に応じた優良図書や新刊図書を紹介します。

④読書の習慣化

ノーゲームデー^{※3}の啓発とともに生活リズムチェックシート^{※4}（読書習慣編）を活用するなどして家庭での読書（家読）の習慣化に努めます。

⑤読書環境の充実

子どもが集う場所に生涯学習センター図書室の図書を配本（ふるさと巡回文庫）し、本を身近に感じてもらえる読書活動の充実に努めます。

(2) 学校等との連携による子どもの読書活動の推進

学校における読書活動は、国語などの各教科等の学習活動を通して展開されています。これらの活動が子どもの読書習慣の形成に大きな役割を担い、学校においては意図的、計画的な読書活動の指導が可能です。子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成推進に果たす学校の役割が期待されるとともに、計画的・継続的な読書活動を推進

します。

学校や保育園・幼稚園と連携し、子ども達が日常的に読書に親しみ、好奇心や探究心を高め、豊かな心を育成するための読書活動に努めます。

〔主な取組〕

①読み聞かせ事業の充実

読み聞かせサークルと連携し、保育園や幼稚園を訪問しての読み聞かせ事業を通して、絵本への興味・関心を持たせ、読書の普及に努めます。

②図書情報の発信

おすすめ絵本や優良図書を町広報誌やホームページ、図書室だよりを通して紹介し、子ども達への読書の普及に努めます。

③読書環境の充実

生涯学習センター図書室の図書を定期的に学校等へ配本（ふるさと巡回文庫）し、読書活動の充実に努めます。

④読書習慣の推進

新入学児童を対象としたブックスタート・プラス^{※5}事業や朝読書^{※6}、読み聞かせ事業等の実施により児童、生徒が読書習慣を身につけるための活動に努めます。

⑤読解力向上の推進

読書感想文コンクールの実施や北海道青少年のための200冊の配架等の実施により、児童、生徒の読書の機会を提供し、読解力向上の推進に努めます。

⑥学校図書室の利用促進のための体制整備

司書教諭^{※7}などの教職員の協力体制の確立や学校図書管理システムの導入により、学校図書室の利用促進に努めます。

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

図書室は、子どもが読書に親しむことができる身近な施設で、本のすばらしさを伝える役割が求められています。乳幼児、小学生、中高生など、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実を図るとともに、イベント等の事業を通して、子どもが本や図書室に親しむ機会の提供に努めます。さらに、学校、保育園・幼稚園・読み聞かせサークルなど、関係機関との連携を深め、子ども読書活動を推進していきます。

（1）親しみやすい図書室環境の充実

生涯学習センター図書室は、子ども達が家庭や学校を離れて本との出会いや読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

読書活動の拠点となる図書室を充実し、利用し易い施設運営に努めます。

〔主な取組〕

①選書・展示コーナーの充実

子ども達が、興味・関心を惹く工夫をした選書・展示コーナーを設置し、親しみやすい環境づくりに努めます。

②調べ学習への支援

図書や視聴覚資料の充実を図り、子ども達の調べ学習^{※8}への支援に努めます。

また、図書室に所蔵していない図書については、他市町村の図書館との相互貸借^{※9}システムを活用した図書の利用を促進します。

③図書室の利用促進と読書の普及

中学生の職場体験の受け入れ、読書通帳^{※10}の発行等を通じて、図書室の利用促進や読書の普及に努めます。

（２）子どもの読書活動推進に係る体制の整備

本町の子どもの読書活動推進に係る体制としては、生涯学習センター図書室と読み聞かせサークルが中心となり、幅広い活動が展開されています。

読み聞かせサークル、学校図書室、他市町村図書館等との連携を更に深め、体制整備の充実、強化に努めます。

〔主な取組〕

①学校図書室、関係団体との連携

生涯学習センター図書室と学校図書室、読み聞かせサークルが情報交換や協力体制を整え、子どもの読書活動の充実に努めます。

②研修機会の充実

子ども読書に係る職員や読み聞かせサークルの会員の研修の機会を充実し、専門的知識の取得と子どもの読書活動のスキルアップに努めます。

③読み聞かせサークルへの支援

子ども達に絵本の楽しさを伝え、パネルシアターや人形劇等の創作活動を実施している読み聞かせサークルへの支援に努めます。

3 子どもの読書活動に対する啓発活動

子どもの読書活動の意義や重要性について、町民の理解や関心を深めるために、生涯学習センター図書室を中心とした読書普及活動や優良図書等の情報提供など積極的な啓発広報活動に努めます。

（１）啓発広報事業の推進

広く町民に子どもの読書活動の重要性と大切さの理解を求め、「子ども読書の日」^{※11}及び「こどもの読書週間」^{※12}にあわせた啓発活動や事業の推進に努めます。

〔主な取組〕

①子どもの読書活動に関する理解の促進

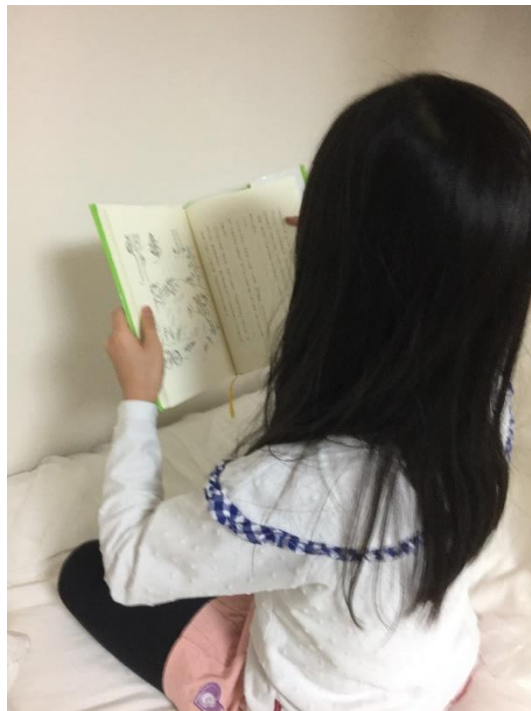
「子ども読書の日」（４月２３日）や「こどもの読書週間」（４月２３日～５月１２日）における啓発や事業の推進に努めます。

②各種情報の収集・提供

新着図書の案内や、子どもの読書の活性化を図るための事業に関する情報の収集・提供に努めます。

③優良図書等の普及

全国学校図書館協議会が推薦する優良図書の普及に努めます。





読書活動推進計画の体系

基本方針	施策の方向	主な取組	具体的な主な事業
1. 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	①本との出会いの推進 ②読書活動の充実 ③図書情報の発信 ④読書の習慣化 ⑤読書環境の充実	・ブックスタート事業(健診時) ・読み聞かせ事業(おはなし会・人形劇等) ・町広報誌やホームページ等の活用 ・家読の啓発 ・ふるさと巡回文庫
	(2) 学校等との連携による子どもの読書活動の推進	①読み聞かせ事業の充実 ②図書情報の発信 ③読書環境の充実 ④読書習慣の推進 ⑤読解力向上の推進 ⑥学校図書室の利用促進のための体制整備	・出張読み聞かせ事業 ・絵本や優良図書の紹介 ・町広報紙やホームページ等の活用 ・ふるさと巡回文庫 ・ブックスタートプラス事業 ・朝読、読み聞かせ事業 ・読書感想文コンクール ・司書教諭など教職員の協力体制の確立 ・学校図書管理システムの導入
2. 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	(1) 親しみやすい図書室環境の充実	①選書・展示コーナーの充実 ②調べ学習への支援 ③図書室の利用促進と読書の普及	・展示コーナーの充実 ・児童書、視聴覚資料の充実 ・職場体験の受け入れ ・読書通帳の発行
	(2) 子どもの読書活動推進に係る体制の整備	①学校図書室、関係団体との連携 ②研修機会の充実 ③読み聞かせサークルへの支援	・学校図書室、読み聞かせサークルとの協力体制の充実 ・道立図書館等が開催する研修会への参加奨励 ・学校図書室との連携 ・創作活動等への支援

3. 子どもの読書活動に対する啓発活動	(1) 啓発広報事業の推進	①子どもの読書活動に関する理解の促進 ②各種情報の収集・提供 ③優良図書等の普及	・「子ども読書の日」と「子ども読書週間」の啓発・事業の推進 ・新着図書案内 ・子どもの読書事業の情報の収集・提供 ・優良図書の紹介
---------------------	---------------	--	--



IV | 用語と事例の解説

1. 読み聞かせサークル

昭和51年から始まった「母と子の公民館活動」の読書活動に参加した母親が、その後も活動が続けたいという要望により平成3年に発足したサークル。現在、会員数は14名で、子ども達を対象とする絵本の読み聞かせをはじめ、ブックスタート、学校での朝読書、放課後子ども教室など幅広く活動している。

2. ブックスタート

乳幼児健診などの機会に図書館司書が赤ちゃんや絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら「絵本」や「読み聞かせのアドバイス集」が入ったブックスタート・パックを無料で手渡しする事業。本町では7ヶ月健診の際に実施している。

3. ノーゲームデー

北海道教育委員会が制定し、毎月第1・第3日曜日に大人も子どももゲームをしないで、電子メディアへの接触時間を見直す取組み。「家族の団らん」を大切に読書活動に親しみ、学校、家庭、地域における望ましいネットに向けたルールづくりの促進を図るために定められた。

4. 生活リズムチェックシート

子どもの読書に関する意欲を高め、学びの基礎となる読書習慣の定着を図ることをねらいに作成されたチェックシート。

5. ブックスタート・プラス

ブックスタートで芽生えた読書のきっかけづくりを更に広める事業。保護者らの読み聞かせから子ども自身が読書に親しむためのきっかけづくりとして、図書をプレゼントする事業。

6. 朝読書

小・中学校などにおいて、始業時間前に10分程度の読書の時間を設け、読書を習慣づける活動。

7. 司書教諭

学校図書館の専門的職務を司る職員。学校図書館法により、12学級以上のすべての学校に司書教諭を置くことが義務づけられた。

8. 調べ学習

児童・生徒が知りたいことや興味を持っていることについて、図書館の利用や実地見学、実験・観察など様々な方法により結果をまとめる総合学習。

9. 相互貸借

図書館に無い本を他の公共図書館から借り受けて、利用者に本を提供するサービス。本町では道立図書館や近隣の公共図書館と提携し、実施している。

10. 読書通帳

銀行の預金通帳のように過去に借りた本の履歴を記した通帳。

11. 子ども読書の日

2000年（平成12年）の「子ども読書年」を契機に国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に4月23日が「子ども読書の日」と定められた。この日を中心に、国や地方公共団体では、主旨に合わせたさまざまな取組みが行われている。

12. こどもの読書週間

日本書籍出版協会児童書部会が中心となり、1954年（昭和34年）に「こども読書週間」（4月27日～5月10日）が定められた。同年11月に読書運動推進協議会が発足し、1955年（昭和35年）からは同協議会が主催団体となり、名称を「こどもの読書週間」と改め、期間も5月1日～14日（こどもの日を含む2週間）と定められた。2000年（平成12年）の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日に期間が延長された。

令和4年3月
発行 南幌町教育委員会

〒069-0237

空知郡南幌町栄町3丁目3番1号

TEL:011-378-6620 FAX:011-378-6630

編集 生涯学習課社会教育グループ